

決議第2号

災害時における工藤政宏市長の行動に対する批判決議（案）

標記の件について、会議規則第13条の規定により、決議（案）を提出する。

令和7年12月12日

提出者 市議会議員 徳永 克子

提出者 市議会議員 田中 建一

提出者 市議会議員 小堤 千寿

提出者 市議会議員 西田 憲司

行橋市議会議長 井 上 倫太郎 様

災害時における工藤政宏市長の行動に対する批判決議（案）

昨今、地球全体で気候変動による大型の災害、大雨をはじめ、大火事、地震など災害が多発している。

このような状況の下、災害から市民を守るため国・消防庁は「市町村長による危機管理の要諦－初動対応を中心として－」を発表している。ここには、自然災害、国民保護事案等の危機事態における初動対応に関し、市長村長自身が刻み込んでおくべき重要事項は次のとおりである。」として、「1.町村長の責任・心構え」及び「2.市町村長の緊急参集」が提示されている。

行橋市では、本年8月10日に線状降水帯が発生、統計開始後最大の雨量による大雨となった。市災害担当の総務課は、10日正午より対策をはかった。また200数十名の市職員及び消防団員が、中には徹夜で対応にあたった。

しかし工藤政宏市長は、9日午後より休暇を取り本州に私的な旅行をしていた。そのため副市長ある米谷友宏氏が代行し、この大雨の対策にあたった。また市長は、災害対策会議に電話などでも参加しなかった。

災害時に市民の命と安全を託される市長は、消防庁の「市町村長による危機管理の要諦」に示されている行動をとるべきである。今回の工藤政宏市長のとった行動はこれに反するものであり、到底容認できるものではない。強く批判するものである。

以上、決議する。

令和7年12月12日

行 橋 市 議 会